

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年7月7日

匝 瑛 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○	/	/	/	匝瑛市平木地区	無	令和元年度～令和5年度	山里環境保全会
○	/	/	/	匝瑛市飯塚・大浦・木積・椿・中台・松山・宮本・山桑地区	無	令和元年度～令和5年度	匝瑛里地里山保全会
○	/	/	/	匝瑛市野手地区	無	令和元年度～令和5年度	宮前古町環境保全会
○	/	/	/	匝瑛市西小笹地区	無	令和元年度～令和5年度	西小笹環境保全会
○	/	/	/	匝瑛市東谷地区	無	平成29年度～令和3年度	川口資源保全会